資料３

「住民自治によるまちづくりの推進に伴うコミュニティセンターについて」

１、コミュニティセンターの必要性

急激な社会情勢の変化や地方分権の進展が進む中、「公民館」は社会教育を担う役割とともに、協働して地域づくりを担う役割が求められるようになってきた。

八代市においては、「地域協議会」の活動拠点である「校区公民館等」を地域コミュニティの拠点、いわゆる「協働のまちづくりを実践する中心的な場」として位置付け、「住民の、住民による、住民のための施設」として、コミュニティセンターへ移行する予定です。

２、コミュニティセンターの移行時期

平成２８年４月１日より、公民館から八代市コミュニティセンターへの移行を目指します。

３、対象施設

地域名	施設名	地域名	施設名
代陽	代陽公民館	東町	宮地東公民館
八代	八代公民館	日奈久	南部市民センター
太田郷	太田郷公民館	昭和	農村婦人の家
植柳	植柳公民館	二見	二見公民館
麦島	麦島公民館	龍峯	龍峯農業研修所
松高	松高公民館	坂本	坂本公民館
八千把	八千把公民館	千丁	千丁公民館
高田	高田公民館	鏡	農事研修センター
金剛	金剛公民館	東陽	東陽公民館
郡築	郡築公民館	泉	泉第二小学校跡地
宮地	宮地公民館		

※網掛は公民館以外の施設

４、施設の役割

教育委員会
公民館

・生涯学習活動
・公民館クラブ講座

名称が変わります。

現在の公民館の機能を保持したうえで、新たな機能を付加・拡充します。

市長部局
コミュニティセンター

・生涯学習活動
・公民館クラブ講座
・地域住民、任意団体、企業、NPO法人などのふれあいの場
・地域福祉の向上の場
・住民と行政の協働の場
・地域の特色を活かした活動を実践する場など

※一部、農業施設や教育施設を含む

５、施設の管理（イメージ）

コミュニティセンター

★地域協議会職員

・施設の管理（清掃、受付、貸出、使用料徴収、鍵の管理等）
・学校体育施設（受付、貸出、使用料徴収、鍵の管理等）
・その他、協議会運営支援

◆地域支援職員(市)

地域アドバイザーとしてまちづくりを側面から支援

◆補助員(市)

施設の貸出しや受付業務などの補助事務

地域の活動拠点施設であり、地域住民が主体となって施設を利活用することから、指定管理者として地域協議会へ業務を委託する。なお、当面の間、一部管理業務委託とする。

コミュニティセンターの管理運営と地域独自のまちづくりを遂行するため、１施設、原則３名体制で行う予定です。

６、今後の想定スケジュール

H27.７月～８月	コミュニティセンター移行に伴う住民への説明会
９月	コミュニティセンター条例提案（９月議会）
11～12月	管理業務委託について、各地域協議会への説明会
H28.３月	各地域協議会との管理業務委託契約の締結準備
４月１日	八代市コミュニティセンター設置